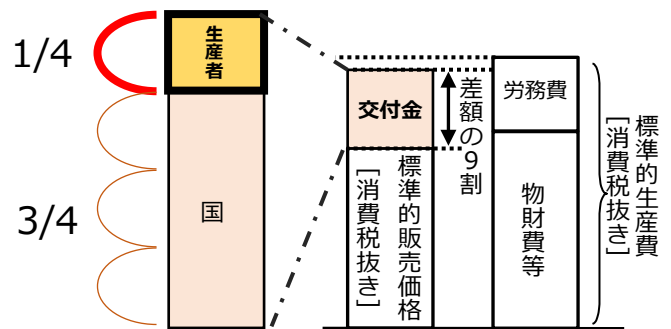


肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン） 負担金単価の算定方法について

○負担金単価について

- ・牛マルキンの交付金の4分の1は生産者が積立てた積立金から支払われます。
- ・様々なリスクを想定して、年度ごとに負担金単価を設定しています。



交付金の4分の1である生産者積立金が不足しないように
以下の3つの要素で負担金単価を算定

交付見込み額

今後の交付される見込み額は以下をもとに算定

- ・子牛価格（今後販売される牛の導入当時の価格）
※肉専用種:21か月前、交雑種:18か月前、乳用種:12か月前
- ・物財費・労務費（肥育期間の物価変動も加味）
- ・枝肉価格（現在の相場から価格が下落した場合を想定）

↑ 交付見込み額

↑ 負担金単価

交付見込み額が増えると
負担金単価が高くなる場合があります

積立金残高

積立金残高は今後の交付のために使用

↓ 積立金残高

↑ 負担金単価

積立金残高が少ないと
負担金単価が高くなる場合があります

**負担金納付
見込み頭数**

今後の負担金納付対象の頭数を
過去の頭数実績から予測

↓ 納付見込み頭数

↑ 負担金単価

負担金納付見込み頭数が少なくなると
負担金単価が高くなる場合があります

業務対象年間終了後に積立金に残高がある場合は納付した負担金額に応じて返還します。

